

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事務データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

- 第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）」に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（週休2日確保工事）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。

4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
県土整備部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

○ ○ ○ ○ ○ ○ を
な お し て い ま す

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
県土整備部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(施工箇所が点在する工事の適用)

第12条 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、「A9-2 流量計(藍住町東中富)、K5 流量計(北島町高房)(以下、施工箇所という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

2 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

また、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(施工地域による補正等)については、施工箇所毎に設定する。

一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第13条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:14.93%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.13%

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容

について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第14条 本工事における特記仕様事項は、次の別紙のとおりとする。

別紙

仕様書

1. 設備機器

- 1) 「流量監視システム更新工事」 1 式

2. 施工場所

- 1) 徳島県 流量計設置箇所
 - ①板野郡藍住町東中富字中道傍示 : A9-2 流量計
 - ②板野郡北島町高房堤下 16 : K5 流量計

3. 工事範囲

- 1) 流量計盤改造工事
- 2) 流量監視 (クラウドサーバ) 構築 ※クラウドサーバ構築については別途工事
- 3) その他、流量監視システム更新に必要な諸工事

4. 機器仕様

- 1) データ伝送装置 2 台

ー 1. データ通信装置

通信規格 : IEEE802.3u

伝送種類 : 10BASE-T/100BASE-TX

伝送速度 : 10、100Mbps

制御手順 : TCP/IP、Modbus/TCP

アナログ入力 : 4 点

パルス入力 : 4 点

動作電源 : DC24V

サーバー : OS : Windows Server 2022 Standard (バージョン:21H2)

Excel : Microsoft Excel 2022

その他 : 既設流量計 (DAUTRAN : 株式会社エヌケーエス製) の流量信号等を受け取り、クラウド型流量監視システムで監視できるようにコンフィグ等を含むものとする。

ー 2. ルータ (通信アンテナ含む)

インターフェイス : LAN (10BASE-T/100BASE-TX×2 ポート)

無線周波数 : 800MHz/1500MHz/2GHz

アクセス方式 : LTE/WCDMA/HSPA

通信速度 : 上り 最大 50Mbps、下り 最大 100Mbps (※理論値)
動作電源 : DC12V/DC24V
その他 : 屋外通信アンテナ含む

5. 流量監視 (クラウドサーバ) ※クラウドサーバ構築については別途工事

1) 流量計盤改造

公益財団法人徳島県建設技術センター旧吉野川浄化センターで監視されている流量計の盤内に、上記 4. 1) のデータ伝送装置を取り付ける。

2) 監視システム

ー 1. 概要

※クラウドサーバ構築については別途工事

現在は 1 日 1 回指定されたメールアドレスに流量データを送信し、各監視局の流量を把握している。本システムはインターネット接続された汎用パソコンやタブレット端末等から現在の瞬時流量、データの履歴、警報履歴等を閲覧できるようにする。また日報、月報、年報の各種帳票をダウンロードできるようにする。

また監視局に異常が発生した場合、設定した送信先にイベントメールを送信し、異常を通報できるものとする。

ー 2. システム機能

1) 表示機能

各流量計測箇所から送信される水位信号、流量信号および他の信号をクラウドサーバに保存し、データの配信・閲覧ができるものとする。またデータはほぼリアルタイムに更新されるものとする。

- ・瞬時水位、瞬時流量の表示
- ・リアルタイムトレンドの表示 (折れ線グラフ)
- ・ヒストリカルトレンドの表示 (折れ線グラフ)
- ・警報 (アラーム) 履歴の表示

2) 警報表示

各流量計測箇所から異常を検知した場合、警報 (アラーム) の履歴が表示できるものとする。

- ・流量計測箇所名、警報名、発生時刻、ステータス表示
- ・カレンダーによる表示期間の選択
- ・CSV 形式による履歴一覧の保存

3) グラフ表示

流量変動を確認できるようアナログ値を折れ線グラフで表示できるものとする。またグラフ表示スケールは 1 日～10 日分を任意に設定できるものと

する。

- ・表示スケールの任意設定（1日～10日）
- ・グラフプロットによる瞬時値表示
- ・5分毎瞬時流量値表示
- ・カレンダーによる表示期間の選択
- ・CSV形式による5分毎データログの保存

4) 帳票作成

収集したデータをもとに、各種帳票を Excel 形式にて表示および保存ができるものとする。

①日報の作成

- ・1時間毎の積算値
- ・日の1時間毎積算の最大値、最小値、平均値
- ・日の積算値合計
- ・流量グラフ
- ・雨量入力欄
- ・カレンダーによる指定日検索
- ・Excel ファイルによる印字および保存

②月報の作成

- ・日毎の積算値
- ・月の日毎積算の最大値、最小値、平均値
- ・月の積算値合計
- ・流量グラフ
- ・雨量入力欄
- ・カレンダーによる指定日検索
- ・Excel ファイルによる印字および保存

③年報の作成

- ・月毎の積算値
- ・年の月毎積算の最大値、最小値、平均値
- ・年の積算値合計
- ・雨量入力欄
- ・カレンダーによる指定日検索
- ・Excel ファイルによる印字および保存

5) 外部通報

各流量計測箇所から異常を検知した場合、または設定したアナログ上下

限設定値を越えた場合、警報内容の表示を行うとともに、システム側より指定先にイベントメールを送信できるものとする。

－ 3. 特記事項

- 1) クラウドサーバでのデータ保存期間は10年とする。
- 2) 工事内容、仕様等に疑義が生じた場合、監督員と協議の上、実施すること。
- 3) 既設流量計、流量計盤および盤内取付機器等は定期点検を実施しており、その性能を維持している。今回流量計盤内に取り付ける機器についても定期点検時に合わせて動作確認等を実施する予定であるため、盤内改造作業においては定期点検作業に支障のないように考慮するものとする。
- 4) 利用者推奨環境
 - ・ OS : Windows10 以上
 - ※Windows10 のサポート期限(2025年10月14日)後は、Windows11 以上とする。
 - ・ Office : Office 2016 以上
 - ※Office2016 及び 2019 のサポート期限(2025年10月14日)後は、Office2021 以上とする。